

組合のごみ処理・処分体制について

(1) 収集・運搬

① 家庭系ごみ

家庭系ごみの収集・運搬は、表 4-2-1 に示すように7分類 13 種を構成市町がそれぞれ委託により行っています。

表 4-2-1 収集運搬体制

区分		市町名	多賀城市	七ヶ浜町	利府町	松島町
もやせるごみ	収集場所		ステーション	ステーション	ステーション	ステーション
	収集形態		指定袋	指定袋	指定袋	指定袋
	収集頻度		2回/週	2回/週	2回/週	2回/週
もやせないごみ	収集場所		ステーション	ステーション	ステーション	ステーション
	収集形態		指定袋又は 中身の見える袋	指定袋又は 中身の見える袋	指定袋	指定袋又は 中身の見える袋
	収集頻度		2回/月	1回/月	2回/月	1回/月
資源物	びん	収集場所	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション
		収集形態	かご	かご	かご	かご
		収集頻度	2回/月	2回/月	1回/週	1回/週
	缶	収集場所	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション
		収集形態	かご	かご	かご	かご
		収集頻度	2回/月	2回/月	1回/週	1回/週
	新聞	収集場所	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション
		収集形態	ひも	ひも	ひも	ひも
		収集頻度	2回/月	2回/月	1回/週	1回/週
	段ボール	収集場所	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション
		収集形態	ひも	ひも	ひも	ひも
		収集頻度	2回/月	2回/月	1回/週	1回/週
	雑誌	収集場所	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション
		収集形態	ひも	ひも	ひも	ひも
		収集頻度	2回/月	2回/月	1回/週	1回/週
	雑紙	収集場所	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション
		収集形態	ひも	ひも	ひも	ひも
		収集頻度	2回/月	2回/月	1回/週	1回/週
	紙パック	収集場所	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション
		収集形態	ひも	ひも	ひも	ひも
		収集頻度	2回/月	2回/月	1回/週	1回/週
ペットボトル	収集場所	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション	
	収集形態	ネット	ネット	ネット	ネット	
	収集頻度	2回/月	1、2回/月	2回/月	2回/月	
プラスチック製容器包装	収集場所	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション	
	収集形態	指定袋	指定袋	指定袋	指定袋	
	収集頻度	1回/週	1回/週	1回/週	1回/週	
粗大ごみ	収集場所	ステーション	指定場所	ステーション	ステーション	
	収集形態	—	—	—	—	
	収集頻度	2回/月	1回/月 その都度	2回/月	1回/月	
有害ごみ	収集場所	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション	
	収集形態	中身の見える袋	中身の見える袋	中身の見える袋	中身の見える袋	
	収集頻度	1回/週	1回/月	2回/月	1回/月	

※プラスチック製容器包装については、令和6年度からは「プラスチック資源」と読み替える。

② 小型家電

小型家電の回収は、構成市町で実施しています。回収体制は、表 4-2-2 に示すように行っています。

表 4-2-2 小型家電の回収体制

区分	市町名	多賀城市	七ヶ浜町	利府町	松島町
小型家電	収集場所	公共・民間施設	公共施設	公共施設	公共施設
	収集形態	専用BOX回収	専用BOX回収	専用BOX回収	専用BOX回収
	収集頻度	随時	随時	随時	随時

③ 事業系ごみ

事業系ごみは、「廃棄物処理法」第3条の規定により、事業活動に伴って生じた廃棄物は自らの責任において適正に処理することを促していますが、事業系一般廃棄物については、家庭系ごみと同様に分別されたごみに限り、有料で受け入れています。収集・運搬に際しては、一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼するか事業者が直接搬入することとしています。

④ 収集しないごみ、処理できないごみ

事業系ごみの他に引っ越しごみ及び多量発生ごみは、構成市町の担当課で処理手続きを済ませてから、直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼（有料）することとしています。

また、組合の施設では次のものは処理できないため、販売店に引き取ってもらうか専門の処理業者に依頼をお願いしています。

- ・ガソリン ・オイル ・バッテリー ・ペンキ ・シンナー ・薬品類（劇薬）
- ・ガスボンベ ・ピアノ ・タイヤ ・ドラム缶 ・消火器 ・バイク（50cc以上）
- ・スプリング入りマットレス ・スプリング入りソファ
- ・家電リサイクル法対象製品（テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン）
- ・家庭系パソコンリサイクル対象製品

(2) ごみの分別について

多賀城市 ・ 七ヶ浜町 ・ 利府町 ・ 松島町

リチウムイオン電池などは有害ごみへ

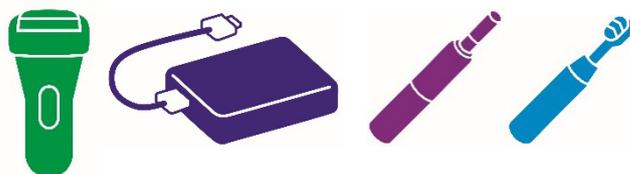
粗大ごみ処理施設に「もやせないごみ」として搬入されたリチウムイオン電池などによる火災が発生しています。事故の未然防止のため、適切な分別にご協力をお願いします。

有害ごみの対象

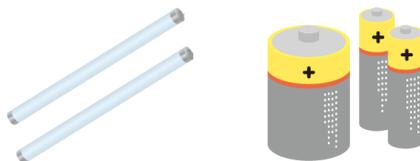
- ・ リチウムイオン電池、ニッケル水素電池、ニカド電池



- ・ 電池が本体から容易に外せないものは、そのまま出してください。（電動シェーバー、モバイルバッテリー、加熱式たばこ、電動歯ブラシなど）



- ・ 蛍光灯、体温計、鏡、乾電池、温度計など（水銀などの有害物質を含むもの）



注意！

鉛蓄電池（自動車用バッテリーなど）は出せません

「もやせないごみ」として搬入されたリチウムイオン電池等使用製品の主な例



コードレス電話機



電動シェーバー



電子たばこ



掃除機



ロボット掃除機



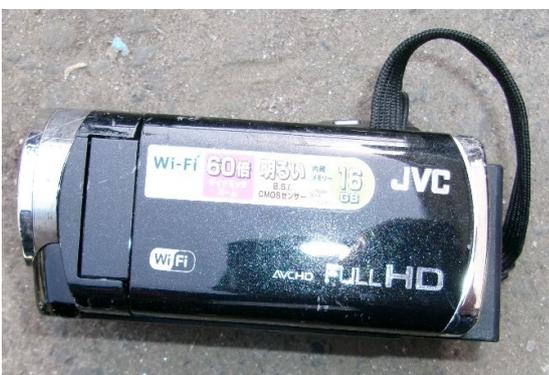
扇風機



電子辞書



電動歯ブラシ



ビデオカメラ



充電式ディスプレイ